

交総第 90 号
令和 4 年 2 月 8 日

一般社団法人埼玉県トラック協会
会長 瀬山 豪 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長
谷川 裕 保 (公印省略)

重大違反を伴う交通事故発生に伴う法令遵守等の周知について

平素から、交通安全活動を始めとした警察活動に対しまして、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 3 月 26 日深夜、群馬県太田市大原地内の北関東自動車道（東行き）において死亡事故が発生し、当該事故について群馬県警察が捜査したところ、関係者による

- 運行を直接管理する者による過労運転の下命
- 雇用運転手の居眠りにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 他社名義の車両の供与を受ける等による一般貨物自動車運送事業の経営

等の重大な法令違反（道路交通法違反、貨物自動車運送事業法違反）が判明し、本件事故を受け、群馬県警察本部から一般社団法人群馬県トラック協会あて、再発防止への協力について依頼が行われております。

つきましては、県内における同種事案の未然防止について、協会会員各位に周知していただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課
安全対策係
担当：齊藤
電話：048(832)0110（内線5065）